

## 9 洲本市水防計画

### 第1章 総則

#### 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下、「法」という。）第33条の規定に基づき、法第1条の目的を達成するために、市内の河川、海岸、港湾、ため池、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門もしくは閘門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備と運用についての大綱を示したものである。

なお、この水防計画に定めていない事項については、洲本市地域防災計画の他の項目を準用し、水防活動を行う。

## 第2節 用語の定義

---

### 1 市水防本部

市域における水防を統括するため、市に設置する水防本部をいう。

### 2 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市をいう。

### 3 指定水防管理団体（法第4条）

水防管理団体のうち、水防上、公共の安全に重大なる関係のあるものとして知事が指定した水防管理団体をいう。

### 4 水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体の市長をいう。

### 5 消防機関の長（法第2条第5項）

消防本部を置く市にあっては消防長を、消防本部を置かない市にあっては消防団の長をいう。

### 6 水防警報（法第2条第8項）

国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

- 水防警報 第1号＝待機
- 水防警報 第2号＝準備
- 水防警報 第3号＝出動
- 水防警報 第4号＝解除

### 7 水防警報河川又は水防警報海岸（法第16条）

- (1) 国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又海岸をいう。
- (2) 知事が、前項以外の河川又は海岸で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。

### 8 洪水、津波又は高潮予警報（法第10条、法第11条）

気象庁長官（あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と気象庁長官とが共同して）が、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

## 9 水位周知河川(法第13条)

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

## 10 洪水浸水想定区域(法第14条)

水位周知河川に指定した河川について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定最大規模降雨<sup>\*</sup>により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

## 11 水防団待機水位〔通報水位(法第12条第1項)〕

河川にかかる量水標管理者(土木事務所長等)が、兵庫県水防本部長に報告を開始する水位をいう。

(水防団待機の目安)

(参考) おおむね以下のように設定されている。

$$[\text{水防団待機水位(通報水位)} = \text{氾濫注意水位(警戒水位)} \times 0.7]$$

## 12 氾濫注意水位〔警戒水位(法第12条第2項、第17条)〕

増水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として、知事が定める水位をいう。

河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者(土木事務所長等)は、兵庫県水防本部長に報告することとなっている。

(参考) おおむね以下のように設定されている。

(1) 改修済区域	氾濫注意水位(警戒水位) = 計画高水位 × 0.6~0.7
(2) 未改修区域	氾濫注意水位(警戒水位) = 護岸高 × 0.5

## 13 避難判断水位

市が発令する「高齢者等避難」の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について、住民への注意喚起となる水位をいう。

## 14 洪水特別警戒水位(法第13条第1項、第2項)

警戒水位(氾濫注意水位)を超え、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、水位周知河川においては氾濫危険水位に相当する(市が発する避難指示の目安)。

## 15 雨水出水特別警戒水位(法第13条の2第1項、第2項)

雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

## 16 高潮特別警戒水位(法第13条の3)

警戒水位を超える水位であって、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

## 17 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

市が発する「避難指示」の目安となる水位で、水位周知河川においては「洪水特別警戒水位」に相当する。

## 18 氾濫開始相当水位

危険箇所の堤防天端高など氾濫が開始する水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に変換した水位であり、市が発する緊急安全確保の発令判断の目安となる水位をいう。

## 19 水防連絡会

各土木事務所等が、水防体制を強化するため、管内の水防管理団体等の関係機関と組織する会をいう。

## 第3節 水防の責任

市は、法第3条に定めるところに従い、水防組織、水防施設、器具及び資材等の整備を図るとともに、区域内の水防を十分に果たさなければならない。

### 1 市の責任（法第3条）

市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

### 2 市防災会議の責任（法第15条第1項・第2項）

(1) 市防災会議は、市地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 洪水予報及び特別警戒水位（洪水、雨水出水、高潮）到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮）内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）、又は要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ 大規模な工場その他の施設（④を除く）であつて、市の条例で定める用途及び規模に該当するもので、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものの名称及び所在地（所有者又は管理者から申し出があつた施設に限る。）
- ⑥ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 市防災会議は、浸水想定区域内の前項④及び⑤の施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報及び特別警戒水位到達情報の伝達方法を定める。

### 3 市長の責任（法第15条の第3項）

(1) 市長は、あらかじめ指定した排水施設等について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(2) 市長は、あらかじめ指定した排水施設等について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表する。

(3) 市長は、市地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を住民、滞在者その他の者に周知させるよう努める。

(4) 市地域防災計画に定められた事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、

洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指示をすることができる。

さらに、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について必要な助言又は勧告をすることができる。

- (4) 洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により、当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努める。

これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加したハザードマップの公表、看板・電柱等への掲示等により、市民等に周知する。

#### 4 市地域防災計画に定められた施設等の所有者又は管理者の責務

- (1) 地下街等の所有者又は管理者の責務(法第15条の2)

- ① 利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告するとともに、公表しなければならない。また、計画を作成する場合において、当該地下街等と連続する施設であって、当該地下街の利用者の避難の確保に著しい支障を及すおそれのあるものがある場合は、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努める。
- ② 洪水時の避難、浸水防止のための訓練を行わなければならない。
- ③ 自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他国土交通省令で定める事項を、市長に報告しなければならない。

- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務(法第15条の3)

- ① 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告しなければならない。
- ② 洪水時の避難のための訓練を行うこと。
- ③ 自衛水防組織を置くよう努めること。

- (3) 大規模工場等の所有者又は管理者の責務(法第15条の4)

- ① 洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成すること。
- ② 洪水時の浸水防止のための訓練を行うこと。
- ③ 自衛水防組織を置くよう努めること。

#### 5 水防管理者(市長)の責任(法第15条の6、7、法第17条)

- (1) 市長は、洪水被害軽減地区を指定するときは、公示及び通知、標識を設置しなければならない。
- (2) 市長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。

## 6 市民の義務（法第24条、法第29条）

常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに、水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

## 第4節 安全の配慮

---

水防活動に従事する者（以下「水防団員等」という。）は、自身の危険性が高いと判断したときは、安全確保を優先する。

避難誘導や水防作業の際も下記の点について配慮し、自身の安全を確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

- (1) 水防活動時には、ライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信機器を携行する。  
また、ラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手できる状態で水防活動を実施する。
- (2) 水防活動を指揮する指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、水防団員等を随時交代させる。
- (3) 水防活動は、原則として複数人で行い、水防活動を行う範囲に応じて、監視員を適宜配置する。
- (4) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じて、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (5) 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能時間等を水防団員等へ周知し、共有するほか、活動中の不測の事態に備え、待避方法、待避場所、待避を指示する場合の合図等を事前に徹底する。
- (6) 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認し、水防団員が自身の安全を確保できないと判断する場合は、安全確保を優先して避難する。

## 第2章 水防組織

### 第1節 水防本部

#### 第1 水防本部

市において、水防活動の必要が生じたときは、その業務を統括するために水防本部を設置するものとし、その事務局を「都市整備部 用地課」内に置く。

なお、災害対策本部が設置されたときは、水防本部の組織は災害対策本部の一部署として引き継ぐものとする。

##### 1 水防本部の機構

- (1) 本部長 都市整備部長
- (2) 副本部長 総務部長、企画情報部長
- (3) 本部員 産業振興部長、市民生活部長、五色総合事務所長、教育次長及び本部長が必要と認める者

##### 2 職務分担

- (1) 本部長は、水防本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 本部員は、本部長の命を受け、各部の職員を指揮監督する。
- (4) 水防業務に携わる職員は、その責任の重大さに鑑み、常に気象状況の変化に注意して、水防業務を遂行できるように努めなければならない。

### 第2 水防組織

#### 1 高潮注意報が発表された場合

次のとおり連絡員待機態勢をとる。

ただし、気象状況等に応じて増員することができる。

洲本地域 1名（都市整備部）

五色地域 1名（五色総合事務所）

#### 2 県水防指令1号が発令された場合又は市災害警戒本部が設置された場合

遅滞なく水防本部を設置し、洲本地域・五色地域のそれぞれに水防活動に必要な班編成を整え、道路・ため池等の調査、河川水位、潮位の監視を行う。

班編成は、別に定める。

## 第2節 指定水防管理団体

市は、水防法第4条の規定により知事から指定水防管理団体に指定されている。

関係事務所	所管区域
神戸土木事務所	神戸市 (1市)
西宮土木事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市 (3市)
宝塚土木事務所	西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市 (5市)
加古川土木事務所	明石市、加古川市、高砂市、播磨町 (3市1町)
加東土木事務所	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 (5市1町)
姫路土木事務所	姫路市、市川町、福崎町 (1市2町)
光都土木事務所	相生市、赤穂市、上郡町、佐用町 (2市2町)
龍野土木事務所	たつの市、宍粟市 (2市)
豊岡土木事務所	豊岡市 (1市)
新温泉土木事務所	新温泉町、香美町 (2町)
養父土木事務所	養父市、朝来市 (2市)
丹波土木事務所	丹波篠山市、丹波市 (2市)
洲本土木事務所	<b>洲本市</b> 、南あわじ市 (2市)
合計	28市8町

## 第3章 水防態勢

### 第1節 水防態勢

- 1 市は、神戸地方気象台から予報及び警報の発表があったとき、水位又は潮位の上昇等、水防活動の必要があると認められるときは、直ちに水防体制に入る。
- 2 市は、水位が通報水位以下に減じ、水害の危険がなくなったときは、水防体制を解除し、その旨を周知する。
- 3 水防体制については、次のとおり配備する。

指令種別	適用基準	業務内容	配備人員
連絡員 待機	1 気象庁(神戸地方気象台)から水防に関する予報が発表されるおそれがある時、又は発表された時等、必要と認められるとき	1 情報の収集 2 招集連絡の準備	洲本市地域防災計画 第3編 III 第2章 第2節 「配備体制の整備」及び 第6編 III 第2章 第2節 「配備体制の整備」を参照
水防指令 第1号	1 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を要するとき 2 震度4の地震が発生したとき (自動発令)	1 情報の収集 2 招集連絡の準備	
水防指令 第2号	1 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時 2 水防警報の「準備」が発せられたとき 3 震度5強又は5弱の地震が発生したとき【自動発令】	1 水防活動の準備 2 巡回による情報収集	
水防指令 第3号	1 水防事態が切迫し、又は水防体制の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しかねると予想される時 2 水防警報の「出動」が発せられたとき 3 震度6弱以上の地震が発生したとき【自動発令】 4 津波注意報・警報、大津波警報が発表され、被害が予想される時【自動発令】	1 完全な水防事態対応	

注) 【自動発令】と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって、水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

## 第2節 水防非常配備

---

水防非常配備は、県の水防計画に準じるものとし、市長は、あらかじめその態勢を整備するとともに、年度水防計画に明記する。

市長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

その基準は、概ね次のとおりである。

### 1 出動準備

市長は、次の場合には、水防団又は消防機関に対して、出動準備を命じる。

- (1) 河川の水位又は海岸の潮位が、水防団待機水位（通報水位）又は通報潮位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想される時。
- (2) 気象状況等により、水災による危険が予想される時。
- (3) ため池の危険が予想される時。

### 2 出動

市長は、次の場合には、直ちに水防団又は消防機関に、あらかじめ定められた計画に従って出動させ、警戒配備につかせる。

- (1) 河川の水位若しくは海岸の潮位が、氾濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位に達し、なお上昇のおそれがある時。
- (2) 気象状況等により、水災による危険が切迫した時。
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下等が予想される時。
- (4) 津波の来襲が予想される時。
- (5) ため池の危険が切迫している時。

## 第3節 水防態勢の解除

---

水位及び潮位が、氾濫注意水位（警戒水位）若しくは警戒潮位以下に減じて、水害若しくは高潮の危険がなくなったとき、地震による堤防等の被害による災害の発生のおそれがなくなったとき、又は津波のおそれがなくなったときは、水防態勢を解除する。

市長は、水防態勢の解除を命じた場合は、これを一般に周知するとともに、洲本土木事務所、洲本土地改良事務所及び兵庫県水防本部に対して、その旨を報告する。

## 第4章 気象情報の通知

### 第1節 気象注意報、気象警報

#### 1 神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準

神戸地方気象台からの発表基準は、「洲本市地域防災計画 第6編 第2章 第3節 情報の収集及び伝達 第1 気象情報等の発表)」によるもの、及び以下の津波警報等とする。

＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞

津波警報等の種類	発表基準	予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。また、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

津波警報等の種類	発表基準	予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
					注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

＜津波警報等の留意事項等＞

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ② 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ③ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

## 2 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

### (1) 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(m単位)又は「巨大」や「高い」という2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(注)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警

報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(2) 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(3) 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値<sup>(注)</sup>）

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

## (4) その他

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸の推定値を発表せず、観測値を常に「観測中」と発表する。

## ＜津波情報の留意事項等＞

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ア 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - イ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ア 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
  - ア 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - イ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
  - ア 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - イ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

## 3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

## ＜津波予報と内容＞

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(V T S

E41) で発表される。

#### 4 津波予報区

本市の津波予報区は、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部の2予報区に分けられている。

市名	地域名	津波予報区
洲本市	洲本地域沿岸部	淡路島南部
	五色地域沿岸部	兵庫県瀬戸内海沿岸

## 第5章 水位及び潮位の報告

### 第1節 水位及び潮位の報告

---

#### 第1 水位及び潮位の報告

市長は、量水標の水位及び検測器の潮位が、水防団待機水位（通報水位）もしくは通報潮位に達したとき、又は氾濫注意水位（警戒水位）もしくは警戒潮位に達したとき、河川及び海岸に関しては洲本土木事務所へ、ため池に関しては洲本土地改良事務所への報告を行う。

## 第6章 水防活動

### 第1節 巡視・点検

#### 1 平常時

市長、又は消防機関の長（以下この章において「市長等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して、必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市長に通知する。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市長に通知する。

市長等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。

#### 2 非常時

##### （1）洪水、高潮

市長等は、洪水・高潮にかかる水防警報等が発令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して、水防作業を実施するとともに、洲本土木事務所長及び河川等の管理者に報告する。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海側又は、川側堤防斜面で、水当りの強い場所の亀裂又は欠け、崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- オ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

##### （2）津波

市長等は、津波にかかる水防警報等が発令されたときは、時間等の余裕がある範囲において、河川、海岸等の警戒をさらに厳重にし、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して、水防作業を実施するとともに、洲本土木事務所長及び河川等の管理者に報告する。

## 第2節 水防作業

---

### 1 洪水・高潮

市長は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、次の活動を行う。

但し、消防団員等の安全が確保できないと判断した場合はこの限りではない。

なお、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐ作業を行うにあたっては、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、実施する。

また、市長は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても、最も適切な作業が即時に実施できるよう努める。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに、直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう、指示又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作、及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

### 2 津波

津波注意報・警報が、発表された場合は、市長は次の活動を行う。

但し、市長が、消防団員等の安全の確保ができないと判断した場合はこの限りではない。

また、消防団員等は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮し、危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに、直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう、指示又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作、及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

## 第3節 緊急通行

---

### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに市長から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

## 2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第4節 警戒区域の指定

---

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、これらの職権を行うことができる。

## 第5節 避難のための立ち退き

---

### 第1 準備及び指示等

#### 1 避難準備

河川及びため池又は海岸で、氾濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位に達し、洪水又は高潮等による被害の恐れがある場合は、市長は、必要と認める区域の居住者等に対して、避難準備を指示する。

#### 2 避難のための立退きの指示（法第29条）

- (1) 洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。  
この場合、洲本警察署長に、その旨を通知しなければならない。
- (2) 市長が、立退きを指示した場合には、速やかに淡路県民局長へ報告しなければならない。

#### 3 立退指示の周知徹底

避難のための立退き指示を行う場合は、テレビ、ラジオ、広報車、水防信号、その他の方法により区域の居住者に周知徹底を図る。

#### 4 その他

その他避難について必要な事項は、洲本市地域防災計画 第6編 第3章 第4節「避難対策の実施」に定めるところによる。

## 第6節 決壊の通報及び決壊後の措置

### 第1 決壊の通報（法第25条）

市長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報しなければならない。

連絡先	電話番号	通報担当
洲本警察署	0799-22-0110	総務部消防防災課
淡路広域消防本部	0799-24-0119	総務部消防防災課
洲本土木事務所	0799-26-3228	都市整備部建設課
洲本土地改良事務所	0799-26-2117	産業振興部農地整備課

### 第2 決壊後の処置（法第26条）

市長又は消防団長は、堤防その他の施設が決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

## 第7章 施設管理者等による活動

### 第1節 施設等の監視・報告

#### 第1 施設等の監視

施設管理者は、以下のとおり施設の監視を行う。

ただし、津波の場合は、施設操作を行うにあたり、安全に避難できない場合は、操作せず避難を優先する。

##### 1 量水標及び検測器の監視

- (1) 施設管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、降雨又は暴風雨のときは、常に量水標及び検測器の水位（潮位）監視にあたる。
- (3) 連絡員は、水防団待機水位（通報水位）又は通報潮位に達したときは、直ちに施設管理者に急報する。
- (4) 監視員は、水位又は潮位観測表を備え、1時間ごとに観測した水位又は潮位及び最高水位又は最高潮位を記録するとともに、連絡員に施設管理者へ報告させる。
- (5) 河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき、河川管理者は水防管理団体及び関係機関に通知する。

##### 2 堤防の監視

###### (1) 出水時の監視

施設管理者は、水防団待機水位（通報水位）に達したときは、監視員及び連絡員を巡視にあたらせる。

氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、監視員を重点監視区間の監視にあたらせる。  
堤防に浸透・侵食等の異常が発見された場合は、市長及び関係機関へ通知する。

##### 3 水門もしくは閘門又はため池の監視

- (1) 水門もしくは閘門又はため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにする。
- (3) 監視員及び連絡員は、河川又は海岸の量水標又は検測器が、水防団待機水位（通報水位）又は通報潮位に達したという通知、及び津波注意報・警報の発表によって出勤し、水門もしくは閘門又はため池の警戒・操作にあたり、その状況を水門又はため池の管理者に報告する。
- (4) 水門もしくは閘門又はため池の管理者は、市長と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を洲本土木事務所又は洲本土地改良事務所に通知する。

## 4 ダム等の監視

### (1) 河川管理施設ダム

ダムの管理者は、操作規則に基づき、関係機関に通知する。

### (2) 河川区域内・利水ダム

ダムの管理者は、操作規程、管理規程等に基づき、洲本土木事務所に通知する。

### (3) 河川区域外・利水ダム

- ① ダムの管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
- ② 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障のないようにする。
- ③ 監視員及び連絡員は、増水時にはダムの警戒操作にあたり、その状況をダムの管理者に報告する。
- ④ ダムの管理者は、災害の発生が予想されるときは、市長と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を洲本土木事務所長に通知する。

### (4) 河川区域外・ため池

- ① ため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
- ② 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにする。
- ③ 監視員及び連絡員は、増水時にはため池の警戒・操作にあたり、その状況をため池の管理者に報告する。
- ④ ため池の管理者は、災害の発生が予想されるときは、市長と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を洲本土地改良事務所長に通知する。

## 5 排水機場の監視

排水機場の管理者は、操作規則に基づき、その作業を行ったときは、市長に連絡するとともに、関係機関に通知する。

## 6 水防上影響のある工事の監視

工事施行者は、工事中の箇所及び工事施設について、平時から市長と連絡を密にし、増水時には、厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、又は危険な状況が予想されるときは、市長に連絡し、必要な措置を講じる。

## 第2節 情報連絡

---

市長は、洲本土木事務所、洲本土地改良事務所及びダム、水門、閘門、ため池、排水機場等の管理者と、情報を伝達する箇所及び使用する通信施設等をあらかじめ定めて情報を交換する。

具体の連絡網については、別途定めて、毎年出水期までに必要に応じ、見直しを行う。

## 第3節 重要水防箇所

---

市内の重要水防箇所は、現状及び洪水又は高潮等の場合において、公共に及ぼす影響の大きい河川、海岸の区域を重要水防箇所として、県知事又は市長が定める箇所とする。

## 第8章 水防信号及び水防標識等

### 第1節 水防信号

#### 1 水防信号

水防信号を鐘音又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

	警 鐘 信 号			サイレン信号						
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	○ - 休止
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第4信号	乱 打			約1分	約5秒	約1分	○ - 休止 - ○ - 休止			
	1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。									

- 第1信号：河川又は溜池では量水標が氾濫注意水位(警戒水位)に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速20m/s程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。  
 第2信号：水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。  
 第3信号：当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出勤すべきことを知らせるもの。  
 第4信号：必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

#### 2 津波注意報・警報の伝達

津波注意報・警報を鐘音又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

標識の種類	警 鐘 信 号	サイレン信号
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分) (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約2秒)(短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鐘の反復は、適宜とする。

### 3 旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標識				
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1"><tbody><tr><td data-bbox="673 374 922 461">赤</td><td data-bbox="922 374 1171 461">白</td></tr><tr><td data-bbox="673 461 922 548">白</td><td data-bbox="922 461 1171 548">赤</td></tr></tbody></table>	赤	白	白	赤
赤	白				
白	赤				

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

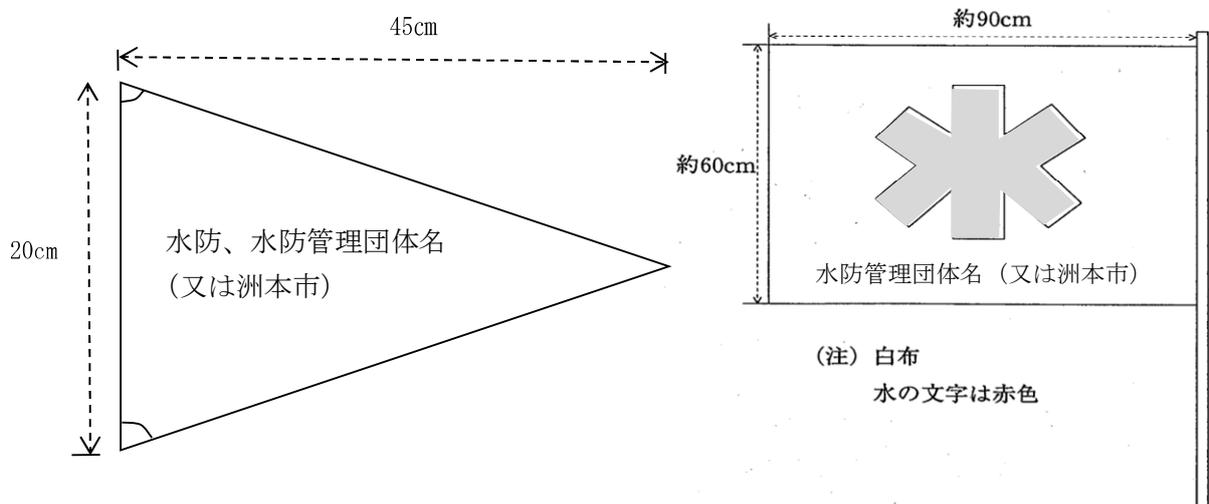
## 第2節 水防標識等

### 1 水防標識等

水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ公安委員会の指定を受け、次の標識を設備する。

- ・警笛又はモーターサイレン
- ・赤ランプ
- ・標旗

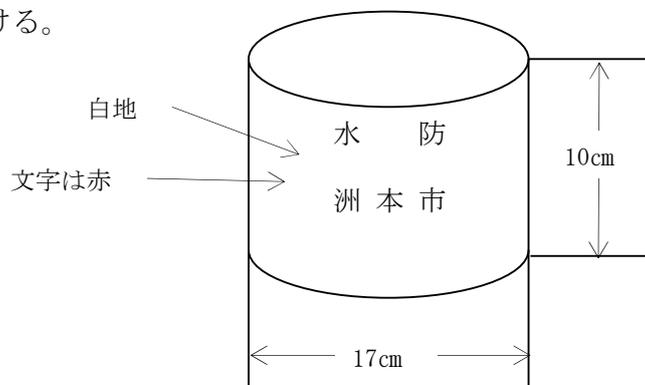
標旗（自動車用）



(注) 白地：水防の文字は赤色  
水防管理団体名(又は洲本市)は青色

### 2 水防要員の標識

左腕に腕章をつける。



※水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定める。

### 第3節 身分証明書

法第49条の規定による職員の身分証明書は、次のとおりである。

水防職員の証	
第 号	交付 令和 年 月 日
所属機関名	
水 防	
氏 名	生年月日
所属機関の長	氏名 印
心 得	
1 本証は、自己の身分を明らかにする。	
2 記名以外の者の使用を禁ず。	
3 本証の身分に異動のあったときは、速やかに訂正を受ける。	
4 本証は、水防法第49条第2項に規定する証票である。	

注  
「水防」の文字は赤字  
表

裏

## 第9章 水防設備の整備及び輸送の確保

### 第1節 水防設備の整備

- 1 市長は、水防上必要な設備は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等であり、これらの施設及び機材の確保に努める。
- 2 市内の水防倉庫の位置等は、次のとおりである。

名 称	所在地	備 考
外町水防倉庫	栄町四丁目	外町コミュニティ消防センターに併設
内膳水防倉庫	下内膳	
安乎水防倉庫	安乎町北谷	
大野水防倉庫	新村	鮎屋川土地改良区事務所構内の自動車車庫の一部を借用
由良水防倉庫	由良二丁目	
都志水防倉庫	五色町都志	洲本市防災センター都志会館に併設

- 3 水防倉庫の資器材について、次のことに留意し、毎年出水期までに点検する。  
なお、水防活動により不足等が生じた場合には、補充を行う。
  - (1) 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
  - (2) ビニールむしろ及び土のう袋等多量に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じておくものとする。
  - (3) 器具及び資材を減損したときは、直ちに補充する。
- 4 ため池の管理者は、ため池の水防上の必要に応じて所要の器具、資材を備蓄する。

### 第2節 輸送の確保

輸送の確保については、「洲本市地域防災計画 第3編 地震災害対策編 第3章 第3節 交通及び輸送対策の実施」に定めるところによる。

## 第10章 他の水防機関との協力及び応援

### 第1節 水防管理団体相互の協力と応援

#### 1 水防管理団体相互の協力と応援（法第23条）

市長は、水防のため緊急の必要があるときは、他の市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる。

また、応援を求められた場合は、できるかぎりその求めに応じなければならない。

応援は、法第23条の規定及び次の定めに基づき行動する。

- (1) 応援のため派遣される者は、所要の器具、資材を携行し、洲本市長の所管のもとに行動する。
- (2) 隣接する水防管理団体（淡路市、南あわじ市）と、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし、水防計画に定める。

#### 2 県水防機関との連携

他に掲げるもののほか、県水防機関との協力は、次のとおりとする。

- (1) 県において開催する水防連絡会において水防体制の強化充実を図り、水防活動の実施が円滑に行われるようにする。
- (2) 洲本土木事務所から情報の連絡を受けるとともに、技術指導を受ける。

洲本土木事務所 管理第2課 0799-26-3228

- (3) ため池については、洲本土地改良事務所から情報の連絡を受けるとともに、技術の指導を受ける。

洲本土地改良事務所 農村計画第2課 0799-26-2117

#### 3 洲本市建設業協同組合の応急対策

平成18年4月1日に洲本市と洲本市建設業協同組合（以下、「組合」という。）との間で、災害時における応急復旧措置等の実施に関する協定を締結しており、市内で風水害等が発生し、又は発生しようとしている場合には、市からの要請により組合が全面的に協力することとなっている。市から組合への協力要請は、都市整備部 建設課が行う。

## 第2節 警察署との協議

---

市長は、以下の事項について、あらかじめ洲本警察署長と協議しておくものとする。

- (1) 警察電話の使用（法第27条第2項）
- (2) 警戒区域の設定（法第21条）
- (3) 警察官の出動（法第22条）
- (4) 避難立退きの場合における措置（法29条）

洲本警察署 警備課 0799-22-0110
------------------------

## 第3節 自衛隊の災害派遣要請

---

自衛隊の災害派遣要請については、「洲本市地域防災計画 第3編 地震災害対策編 第2章 第4節 防災関係機関等との連携促進 第1 自衛隊への派遣要請」に定めるところによる。

## 第11章 水防記録及び報告

### 第1節 水防記録

---

#### 1 水防記録

市長は、次の水防記録を作成し、保管する。

- (1) 水防実施状況報告書
- (2) 法第23条第1項の応援を求めた理由
- (3) 法第24条の水防従事者又は雇入れられた者の住所、氏名及び出勤時間並びにその理由
- (4) 法第25条の堤防その他の施設の決壊の状況
- (5) 法第28条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- (6) 法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- (7) 法第28条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- (8) 法第29条による立退き指示の事由及びその状況
- (9) 警察署の援助状況
- (10) 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- (11) 現地指導の公務員の職氏名
- (12) 水防に従事中、負傷又は病気にかかった者の職、氏名及び手当
- (13) 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- (14) 警戒中の水位観測表
- (15) 法第34条第1項の水防協議会の設置
- (16) 法第32条の2第1項の水防訓練の概要

## 第2節 報 告

### 1 知事への報告

市長は、次の事項を、河川及び海岸に関しては洲本土木事務所長を経由し、ため池に関しては洲本土地改良事務所長を経由し、県知事に対し、3日以内に報告する。

- (1) 前節の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)、(12)、(15)の事項
- (2) その他必要と認める事項

### 2 洲本土木事務所長等への報告

市長は、次の事項について、その都度報告する。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）・通報潮位、氾濫注意水位（警戒水位）・警戒潮位、避難判断水位又は最高水位・潮位に達したとき及び氾濫注意水位（警戒水位）・警戒潮位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防の警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 法第23条第1項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- (6) 法第25条による堤防その他の施設の決壊状況
- (7) 法第29条による立退き指示の事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち、(1)については、直下流水防管理者並びにダム、水門及びため池等の管理者へ、(2)、(6)、(7)については、洲本警察署長及び隣接水防管理者及び洲本健康福祉事務所長へ通報する。

## 第12章 水防通信

### 第1節 水防上緊急を要する通信の経路

---

水防上緊急を要する通信については、防災行政(水防)・道路管理用無線電話又は一般電話の非常取扱いとする。

### 第2節 専用通信施設の使用

---

市長は、あらかじめ次の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要がある場合は、施設の使用について便宜を受ける。

- 1 警察通信施設
- 2 国土交通省通信施設
- 3 関西電力送配電株式会社通信施設

## 第13章 費用負担及び公用負担

### 第1節 費用負担

---

#### 1 費用負担

- (1) 市の水防に要する費用は、法第41条の規定により市が負担する。  
なお、他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。
- (2) 市の水防活動によって、他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

### 第2節 公用負担

---

#### 1 公用負担権限

法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、市長又は消防団長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器又は排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、市長から委任を受けた者は、上記(1)、(2)、(4)の権限を行使することができる。

#### 2 公用負担命令権限証

法第28条の規定により、公用負担を命じようとする場合には、市長又は消防団長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

<p>公用負担命令権限証</p> <p>洲本市消防団〇〇分団</p> <p>階級 〇〇</p> <p>氏名</p> <p>上記の者に〇〇区域における水防法（昭和24年法律第193号）第28条第1項の規定する権限の行使を委任したことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">洲本市水防管理者（洲本市長） ⑩</p>
---

### 3 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として、次に示す公用負担命令書2通を作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

第 号
<p>公用負担命令書</p> <p>目的物：</p> <p>水防法（昭和24年法律第193号）第28条第1項の規定により使用（収用・処分）します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">洲本市長 洲本市消防団長 ⑩</p>

### 4 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第14章 水防計画及び水防訓練

### 第1節 水防計画

---

- 1 市長は、法第33条の規定により、県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、洲本市防災会議に諮るとともに、洲本土木事務所長に届出を行う。
- 3 市長は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨の公表に努めなければならない。
- 4 市長は、水防計画について洲本警察署長、淡路広域消防事務組合消防長及び洲本市消防団長に通知する。

### 第2節 水防訓練

---

#### 1 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いので、作業時に混乱をきたさないように、次の事項等を取り入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

- (1) 観測（雨量、水位、潮位、風速）
- (2) 通報（無線、電話）
- (3) 動員（消防団、居住者の応援）
- (4) 輸送（資材、器材、人員）
- (5) 工法（各水防工法）
- (6) 樋門、角落しの操作
- (7) 避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）

#### 2 実施時期

市は、増水期までに水防訓練を行う。

## 第14章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

### 第1節 水防法に基づく洪水及び高潮浸水想定区域の指定

市では、下記の洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域（以下、「浸水想定区域」という。）が指定されている。

#### 1 県管理洪水予報河川

水系名	河川名	浸水想定区域指定日
洲本川	洲本川	R1. 8. 30
都志川	都志川	H30. 6. 8

#### 2 水位周知海岸

沿岸名	浸水想定区域指定日	高潮特別警戒水位(m)	検潮所
淡路沿岸（東浦）	R4. 6. 7	TP+2. 10	明石・洲本
淡路沿岸（西浦）	R4. 6. 7	TP+1. 90	江井・湊

### 第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- 1 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報の伝達方法
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地  
(1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
  - (3) 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- 5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### 第3節 ハザードマップの公表

浸水想定区域の指定に基づき、市では「洲本市防災ガイドブック」を作成し、当該区域ごとの洪水浸水想定区域を掲載するとともに、洪水予報の伝達方法や避難場所等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について掲載している。

防災ガイドブックは、市民へ全戸配布するとともに、市ホームページにて掲載を行っている。

### 第4節 予想される水災の危険の周知等

市長は、水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知する。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行う。

### 第5節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

## 第6節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

---

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

## 第7節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

---

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。